議員提出議案第９号

「安全保障関連法案」の今国会での廃棄を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２７年９月１日　提　出

守谷市議会
議長　　松　丸　修　久　様

提出者　守谷市議会議員　　山　田　美枝子

賛成者　守谷市議会議員　　佐　藤　弘　子

平成　　年　　月　　日　原案　　決

# 「安全保障関連法案」の今国会での廃棄を求める意見書

衆議院における同法案審議で参考人の憲法学者全員が同法案は「憲法９条に違反する」と証言したのをはじめ，我が国の多くの憲法学者が同法案は違憲立法であり同法案への反対を表明し，声明を出しました。衆議院審議の中では，同法案が自衛隊の海外での武力行使に道を開くものであることが明らかとなり，同法案に反対する声が高まるなか，自民・公明の与党は衆議院特別委員会での強行採決につづき本会議でも強行しました。

どの世論調査でも５～６割がこの法案に対して「憲法違反」だと答えているように，これほど多くの国民から批判を受けた法案はありません。憲法と法律との整合性を審査する内閣法制局の歴代長官や自民党元幹部たちも同法案が「憲法違反」と指摘しているなどこれまでに見られない出来事が起きています。

さらに同法案が「法的安定性は関係ない」として憲法を無視した法案であることが安倍首相の補佐官からの発言で明らかとなりました。

参議院での審議が始まっています。審議の中で同法案成立を前提に日米ガイドライン優先の自衛隊と米軍の共同行動が盛り込まれる詳細な部隊運用計画が存在することが明らかとなりました。国会審議や国民世論を無視することはやめていただきたい。

国民各層の反対行動が全国各地で起きています。国民各層の意見を真摯に汲み上げるならばこの法案の取り扱いは明白です。「安全保障関連法案」の今国会での廃棄を求めます。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成　　年　　月　　日

茨城県守谷市議会

提出先　衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣

提案理由（議員提出議案第９号）

提案の理由を申し上げます。

「安全保障関連法案」についてその「廃案」「反対」および「慎重審議」を求める地方議会からの意見書は３２５議会に及びました（朝日新聞７月６日付け)。衆議院での審議が進み日本が「海外で戦争する国」となる具体的行動がこの法案に示されています。

この法案の内容が明らかになるに従い，国民各層の反対行動が全国に広がっています。憲法学者，大学関係者，学生，文化人，宗教者，婦人，勤労者たちとそれらの団体等これまでにない広がりで連日の行動が行われ，多くのメディアやインターネットが報道しています。

また，この法案は「違憲立法」そのものであることが歴代の法制局長官はじめ憲法学者たちにより指摘されており，自民党元幹部達もこの法案も見送りを求めています。

現在参議院で同法案の審議が進められていますが，審議経過の中で憲法違反はますます明白となってきています。いままさに守谷市議会が地方議会からこの法案の廃案を求める意見書を提出すべき機会と考えます。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。